

高齢者入所施設 施設長 様
通所系サービス事業所 管理者 様

豊中市 福祉部 長寿社会政策課長
保健所 保健予防課長

高齢者入所施設等における新型コロナウイルス陽性者の発生報告について

新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加しており、第7波が近づきつつあります。第6波においては過去に類をみない感染規模でした。このような状況下では、保健所が重度の陽性者の対応に追われ、皆様からの電話による聞き取り対応が困難となってまいります。第7波以降に備え、双方における連絡事務の負担軽減、効果的な状況把握、効率性（ICT化）などを考慮し、高齢者入所施設等において陽性者が発生した場合の報告については従来の電話・メールによる報告方法を変更し、下記のとおり、「豊中市電子申込システム」を活用した手続きにて福祉部と保健所が連携して対応させていただきますので、ご理解とご協力のほどお願いいたします。

※この通知の対象となる高齢者入所施設等とは、以下の施設や事業所が該当します。

介護老人福祉施設（地域密着型含む）、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、養護老人ホーム
通所介護、地域密着型通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護
小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

※併設する短期入所生活介護及び短期入所療養介護、介護予防サービスを含みます。

○変更点

- ▶ 「豊中市電子申込システム」による報告方法に変更
- ▶ 保健所及び長寿社会政策課への電話連絡は不要
- ▶ 報告内容の状況に応じて、保健所から電話による聞き取り調査、指導を行う

記

1. 陽性者発生の報告について

施設等の入所者（利用者）又は施設等職員が陽性者となった場合は、豊中市ホームページ「豊中市電子申込システム」から該当する手続きを選び、入力送信してください。

受理した内容を長寿社会政策課と保健所が確認した後、必要に応じて施設等へご連絡いたしますので、長寿社会政策課及び保健所への直接の電話連絡は不要です。

※豊中市電子申込システム

https://s-kantan.jp/toyonaka-city-u/offer/offerList_initDisplayTop.action

(1) 報告書類

①陽性者の発生ごとの報告と②感染拡大収束時の届出の2つの手続きがあります。電子申込システムの指定の項目を順に入力してください。すべての項目を入力後にPDF ファイルとして表形式で確認することができます。システムの利用にあたっては、利用者登録せずに申し込みすることもできます。入力操作については、システム上の「ヘルプ」を参考にしてください。手続き一覧からの検索は次の手続き名で検索してください。

①陽性者の発生ごとの報告

手続き名：**【介護保険サービス用】新型コロナウイルスの陽性者発生報告書**

- ・陽性者が発生する度に報告してください。感染が広がり継続的に発生報告をする場合は、報告回数を2回目以降と選択してください。この場合、1回目の報告時に入力された幾つかの項目の入力は省略されます。
- ・発生経緯は、入力欄には記入例をテンプレートとして表示していますので、参考にしてください。
- ・個票は、入所者（利用者）のみ必要です（施設等職員の入力は不要）。一度の報告で5人まで入力できますが、6人以上いる場合は、エクセルファイルをダウンロードしていただき、入力後、ファイルを添付してください。
- ・発生経緯や個票は、保健所がPCR検査の実施範囲や療養方針（入院、施設内療養など）を判断するために使用しますので、必要事項をもれなくできるだけ詳しく入力してください。

②感染拡大収束時の届出

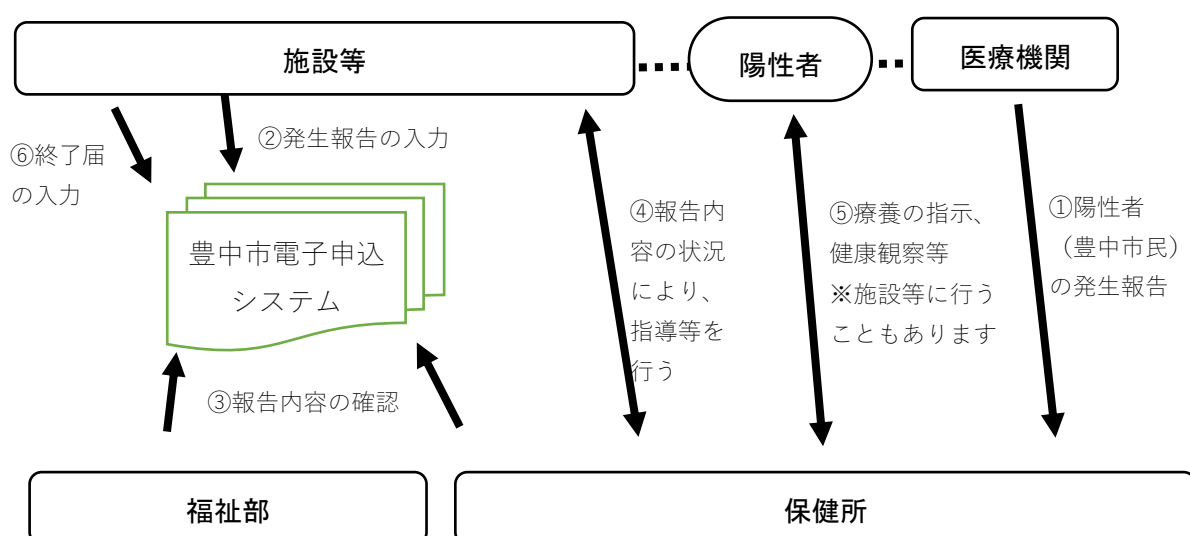
手続き名：**【介護保険サービス用】新型コロナウイルスの陽性者発生終了届**

- ・入所者（利用者）、施設等職員ともに含めて最後の陽性者が療養期間を終えた時点で報告してください。（陽性者が一人のみだった場合も同様です。）

(2) 実施日

令和4年（2022年）7月20日（水）から

(3) 陽性者発生時の報告イメージ



2. 濃厚接触者の可能性がある者の調査について

発生報告書を作成するにあたり、施設長等は、陽性者が感染力を持っている期間（※1）における陽性者の施設内での行動履歴を聞き取り、施設内での濃厚接触の可能性のある者（※2）の調査を行ってください。

※1「陽性者が感染力を持っている期間」

- 陽性者が有症状（発熱、咳、倦怠感など）の場合は、症状が出た日の2日前から
- 陽性者が無症状の場合は、検査のために検体をとった日（検査日）の2日前から

※2「濃厚接触の可能性のある者」の考え方の目安

次のいずれかに該当する者が判断の目安となります。

- 手で触れる距離（目安として1メートル以内）でマスクの着用なしで陽性者と15分以上話をした者
- 適切な感染防護なしに陽性者を介護していた者
（マスクの着用はしているが、）
 - ・飛沫等が飛ぶような場面でフェイスシールドを着用せず介護していた者
 - ・抱きかかえるなど接触範囲が広範囲の場面でガウンを着用せず介護していた者
- 陽性者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者
- 車内等の換気のない狭い場所で長時間（1時間以上）陽性者と接触があった者

3. 濃厚接触者の可能性がある者への対応について

- 濃厚接触の可能性のある施設等の職員は自宅待機する、入所者は施設内での生活を分離するなど、保健所が濃厚接触者を特定するのを待たずに施設等で判断のうえ、可能な限りのご対応をお願いします。
- 原則、陽性者と最後に接触した日から7日間は、施設等職員は自宅等での待機、入所者は個室での介護等をお願いします。また、7日間を含め10日間の健康観察を行うとともに、症状がある場合は、速やかに医療機関を受診させるようお願いします。

4. 留意点

今回の陽性者発生報告方法の変更に伴い、訪問系介護サービスにおける陽性者発生報告も「豊中市電子申込システム」による報告に変更します。高齢者入所施設等の報告方法と若干異なる部分がございますので、訪問系介護サービス事業所宛ての通知を確認のうえ、適切にご対応ください。

【お問合せ先】

豊中市 福祉部 長寿社会政策課
事業所指定係

電話：06-6858-2838